

岩手県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成28年岩手県告示第592号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成29年4月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手県全域
- 2 実施した期間 平成28年7月1日から平成29年3月17日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（防災対策地域水準測量、水準測量及び電子基準点現地調査）